

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第15号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行により、都市緑地保全法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行することとしました。

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第15号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号中「都市緑地保全法第3条の規定による緑地保全地区」を「都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

（都市計画局都市景観部都市景観課）